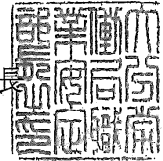


大分労安発第 163 号
平成 21 年 9 月 25 日

大分県土木建築部長 殿

大分労働局職業安定部長



労働者派遣事業に対する適正な理解について

職業安定行政の運営につきましては、平素から御支援並びに御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、労働者派遣事業につきましては、昭和 61 年に法が施行され、今日まで数度の改正を経て現在に至っており、製造業をはじめとして幅広い業種において労働者派遣が広く活用されているところです。

しかしながら、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるにも関わらず、法の主旨を正しく理解せずに違法な形で利用している事業所や禁止業務とされている港湾運送業務や建設業務等に労働者を派遣している情報が多く寄せられており、その都度、指導監督を実施し、違法性が確認できた場合には、行政処分を科しているところです。

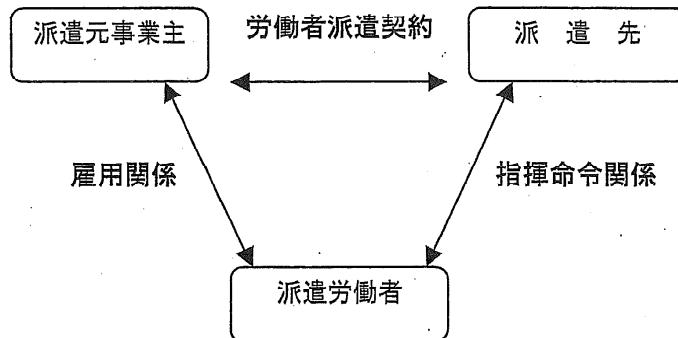
当局としてもあらゆる機会を通じて労働者派遣事業の適正な理解についての周知啓発に努めているところですが、貴職におかれましても、この主旨を十分に御理解の上、貴管下建設業者に対しまして周知啓発されるようお願いいたします。

労働者派遣事業と業務請負の違いについて

(1) 労働者派遣とは～ 労働者派遣法第2条

●自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいいます。

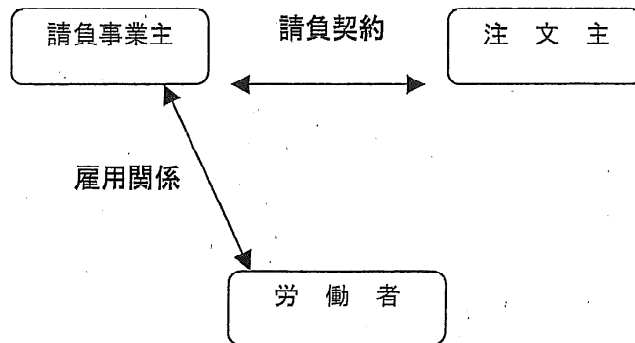
【労働者派遣】 ⇒ 雇用主は派遣元事業主であり、派遣先が派遣労働者に指揮命令を行う。



(2) 業務請負とは～ 民法第632条

●当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して、これに報酬を与えることを約することによって生ずることをいいます。

【業務請負】 ⇒ 雇用主は請負事業主であり、注文主は請負労働者に指揮命令できない。



建設業務の労働者派遣は禁止されています。
また、労働力が不足しているために自社での施工が難しい場合に、労働力の提供だけを受けて、指揮命令の下に就労させることは違法行為です。
適正な請負契約を締結した上で、工事を施工してください。

建設業労働災害防止協会大分県支部のご案内

1. 建災防とは

建設業労働災害防止協会（略称：建災防）は、昭和39年9月1日に労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。（厚生労働大臣の認可団体）

2. 建災防の目的

建災防は、建設業を営む事業主及び団体が会員となって組織された団体であって、建設業について労働災害防止規程を設定し、労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主又は事業主の団体が行う労働災害防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害の防止を図ることを目的としています。

3. 建災防の活動内容

建災防会員は労働災害防止規程を遵守するとともに、自主的な安全管理活動を推進しています。建災防では、各種の安全衛生教育、技能講習、研修の実施、安全大会の開催や各地区に安全指導者を配置して、安全パトロール等を行っています。又、安全衛生技術情報の提供など、様々な事業活動を通じて、安全の輪を広げ、建設業における死亡災害の絶滅を目指しています。

4. 会員加入手続き

1号会員 建設業を営む事業主であれば、規模の大小、職種のいかんを問わず所定の加入申込によって会員になれます。

加入手続き

当支部に備え付けの「建災防加入申込書」（ホームページからダウンロードすることもできます）に必要事項を記入し提出してください。

5. 会員の特典

- ① 特別教育等（技能講習は除く）の講習について会員割引（受講料の1,100円割引）
- ② 「建設の安全」の送付（1・2月、7・8月号は合併号）
- ③ 「建設の安全号外」を安全週間、衛生週間、年末、年度末に送付
- ④ 「建設業労働災害防止実施事項」の配布
- ⑤ 講習会実施予定計画表、講習会案内書の送付
- ⑥ 災害統計・パンフレット・ポスター等作成時は配布

6. 会費

年会費 18,000円（1ヶ月1,500円）

会費振込の場合は、下記の口座をお願いします。

口座名 建設業労働災害防止協会大分県支部

口座番号 大分銀行東支店 普通預金 NO. 5106955

7. 建設業労働災害防止協会大分県支部の所在地

〒870-0045 大分市城崎町3丁目3-41

TEL：097-538-0745 FAX：097-538-0323

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

平成 22 年 4 月 1 日大分県告示第 327-2 号

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 19 条の 6 第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき、大分県知事に対してする経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法等を次のとおり定める。

第 1 申請等の時期

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（同法に規定する休日を除く。）を除き、申請等を行う日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）ごとに知事が別に定めた期間とする。

第 2 申請等の方法

- 1 申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、原則として申請等を行う日の属する月の前月の末日（知事が別に定めた場合は当該別に定めた日）までに、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所（以下「管轄土木事務所」という。）に対し、申請等の予約を行うものとする。この場合において、知事は、審査を行う日時等を指定するものとする。
- 2 第 2 の 1 の予約を行った者は、知事が指定した日時に次に掲げる書類を管轄土木事務所に提出して申請し、審査を受けるものとする。
 - (1) 規則別記様式第 25 号の 14 による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
 - (2) 規則別記様式第 25 号の 13 による経営状況分析結果通知書
 - (3) 規則別記様式第 2 号による工事経歴書。ただし、規則第 19 条の 8 第 2 項により提出を要しない者は、この限りではない。
 - (4) その他知事が別に定める書類
- 3 申請者は、第 2 の 2 の申請及び審査の際に知事が求める場合には、次に掲げる書類を提示するものとする。
 - (1) 審査対象事業年度の直前の事業年度の経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書の副本並びに規則第 19 条の 9 及び規則第 21 条の 4 に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書
 - (2) 建設業許可通知書
 - (3) 建設業許可申請書及び添付書類の副本
 - (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 11 条に規定する変更届出書の写し
 - (5) その他知事が別に定める書類
- 4 第 2 の 1 から 3 の規定にかかわらず、知事が認めた場合にはその方法によることができる。

第 3 申請等に係る手数料の納付方法

大分県使用料及び手数料条例（昭和 31 年条例第 27 号）に規定する額を大分県証紙により納付するものとする。

第 4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

知事は、管轄土木事務所において、申請者に対し経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を交付する。なお、原則として当該通知書の有効期間中、当該通知書の写しを大分県土木建築部土木建築企画課内において閲覧に供することとする。

第 5 再審査の方法

- 1 経営規模等の評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から 30 日に以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、当該申立てについては手数料の納付を要しない。

- (1) 規則別記様式第 25 号の 14 による経営規模等評価再審査申立書
 - (2) 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (3) 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類
- 2 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であって、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けている者は、当該改正の日から 120 日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、当該申立てについては手数料の納付を要しない。
- (1) 規則別記様式第 25 号の 14 による経営規模等評価再審査申立書
 - (2) 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- 3 第 5 の 1 又は 2 の規定によるもののほか、経営規模等評価結果及び総合評定値の通知を受けた者は、原則として同一の審査基準日に係る申請等を行うことはできない。

第 6 その他

この告示に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

建設業法等に係る基本的注意事項(R5.1.1～)

以下は、建設業法等に係る基本的な事項です。
違反の場合は監督処分等の対象になりますので、ご注意ください。
(金額要件のあるものは、すべて税込みで判断されます。)

①無許可営業

許可を受けていない業種で500万円以上※の工事を請け負ってはいけません。
※建築一式工事:1,500万円以上(延べ面積150㎡未満の木造住宅工事を除く)

②特定建設業違反

特定建設業の許可を受けずに、元請として請け負った一件の工事について、総額4,500万円以上※下請に出してはいけません。
※建築一式工事:7,000万円以上の下請

③一括下請の禁止

請け負った工事の全部又はその主たる部分を一括して他者に請け負わせてはいけません。

④無資格技術者の配置の禁止

許可を受けた建設業の業種については、各工事現場に営業所の専任技術者となりうる資格又は実務経験を有する者を配置しないといけません。

⑤専任工事と他工事の重複

技術者の専任を要する工事現場※を担当する主任技術者等は原則として他の工事の主任技術者等になることはできません。
※建築一式工事:8,000万円以上の工事
※建築一式工事以外:4,000万円以上の工事

⑥営業所専任技術者の専任工事への配置

営業所の専任技術者を専任を要する工事現場※に配置することはできません。
また、営業所の専任技術者ですので、県外等の遠方の工事を担当することもできません
※建築一式工事:8,000万円以上の工事
※建築一式工事以外:4,000万円以上の工事

⑦営業所専任技術者、経營業務の管理責任者について

営業所の専任技術者は、その営業所に「専任」でなければいけません。
経營業務の管理責任者は、所属する営業所に「常勤」することが必要です。
住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離で、社会通念上通勤不可能な者や、他の法令により特定の事務所等において専任を要するとされている者、他に個人営業や、他の法人の常勤役員、他の法人の非常勤の代表取締役(1人代表取締役の場合)、地方公共団体の議会の議員等、他の営業または職務等について、専任に近い状態にあると認められる者は、「専任」や「常勤」の者とは認められません。

⑦無許可業者と下請契約

建設業の許可を持たない業者と500万円以上※の建設工事の下請契約を締結してはいけません。(元請、下請どちらの立場も)
※建築一式工事:1,500万円以上(延べ面積150㎡未満の木造住宅工事を除く)

⑧一般建設業者と4,500万円以上※の下請契約

特定建設業の許可を持たない業者と4,500万円以上※の建設工事の下請契約を締結してはいけません。(自社が下請)
※建築一式工事:7,000万円以上

⑨解体工事及び浄化槽工事に係る無許可、無登録業者との下請契約

解体工事については、土木、建築、解体工事の許可を持たず解体工事登録業を受けていない業者と下請契約を締結してはいけません。
(土木、建築の許可及び解体工事業登録は500万円未満の解体工事が契約可能な範囲)
浄化槽工事については、土木、建築、管工事の許可を持たず浄化槽工事業登録を受けていない業者と下請契約を締結してはいけません。
(土木、建築の許可及び浄化槽工事業登録は500万円未満の浄化槽工事が契約可能な範囲)

経営事項審査における基本的注意事項

1. 申請における注意事項

事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た審査結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、建設業法上の監督処分の対象となります。
必ず責任者へ確認のうえ、申請してください。

2. 特に持参忘れの多い書類について

経営事項審査の際に提出していただく資料はP17～25に掲載しています。
もれが多いものについて以下のとおり記載しますのでご注意ください。

②帳簿関係書類

- ・JVにより施行した工事の出資比率がわかる資料
- ・工事進行基準を採用している場合は、計上金額の根拠資料

③決算関係書類

- ・法人税及び消費税の確定申告書及びその添付書類
- ・電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」を印刷したもの(消費税及び法人税)(電子申告の場合のみ)
- ・建設業法第11条の決算届

④職員の常勤性確認書類

- ・社会保険被保険者報酬月額決定通知書(随時分を含む)
- ・※新規掲載者については雇用期間の確認等のために、最新分と前年分のコピーを提出すること。
- ・※賞与の決定通知ではないので注意すること。

3. 決算関係の確認事項

- ①法人税: 1)法人税申告書別表四の「当期利益又は当期欠損の額」と法11条決算報告による「当期純利益(当期純損失)」の整合を確認します。
2)法人税申告書別表五の「繰越損益金」と法11条決算報告による「繰越利益剰余金」の整合を確認します。
3)申告の受付について、受付印又は電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」の印刷を確認します。

→確認書類: 直前決算期の法人税申告書及び同添付書類(別表四、別表五)
法11条決算報告、受付メール画面(メール詳細)の印刷

- ②消費税: 1)消費税申告書と納税証明書の納付額を確認します。
2)申告の受付についても、受付印又は電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」を確認します。

→確認書類: 直前決算期の消費税確定申告書
法11条決算報告、電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」の印刷

- ③下請発注状況: 完成工事内訳書の「下請発注金額」の全業種合計と法11条決算報告による「外注費(+労務外注費)」の整合を確認します。

→確認書類: 法11条決算報告

4. その他

①工事進行基準について

工事進行基準を採用する場合は、当該工事契約に関して、①工事収益総額②工事原価総額③決算日における工事進捗度の各要素について、客観的かつ信頼性をもって見積もれることが適用条件です。

工事進行基準を採用している工事については、これらのことが確認出来る資料等で説明を求めます。

申請等に関する問い合わせ先

事務所名等	郵便番号	所在地	電話番号
豊後高田土木事務所 (総務課総務班)	879-0621	豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎内)	0978-22-2285
国東土木事務所 (総務課総務班)	873-0504	国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎内)	0978-72-1321
別府土木事務所 (総務課工事経理班)	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-0211
大分土木事務所 (総務課工事経理班)	870-0905	大分市向原西1-4-2	097-558-2141
臼杵土木事務所 (総務課総務班)	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 (臼杵総合庁舎内)	0972-63-4136
佐伯土木事務所 (総務課総務班)	876-0813	佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎内)	0972-22-3171
豊後大野土木事務所 (総務課総務班)	879-7131	豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎内)	0974-22-1056
竹田土木事務所 (総務課総務班)	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎内)	0974-63-2108
玖珠土木事務所 (総務課総務班)	879-4413	玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎内)	0973-72-1152
日田土木事務所 (総務課総務班)	877-0004	日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎内)	0973-23-2141
中津土木事務所 (総務課工事経理班)	871-0024	中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎内)	0979-22-2110
宇佐土木事務所 (総務課総務班)	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎内)	0978-32-1300
土木建築企画課 建設業指導班	870-8501	大分市大手町3-1-1 (県庁新館7階)	097-506-4516

「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存知ですか？

～ 部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。 ～

部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職などの日常生活で差別を受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別を受けている人がいます。

これが部落差別であり、これを原因とする社会問題を部落差別（同和）問題といいます。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別（同和）問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（法律の全文は大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイトをご覧ください）



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

こころちゃんの部屋においてよ！
こころちゃんの部屋 で検索
<http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/>



大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-3172

大分県教育庁
人権教育・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-5554

大分県人権教育・啓発推進協議会
（事務局 県人権尊重・部落差別解消推進課内）
☎ (097) 506-3177

人権相談ダイヤル

みんなの人権	110番	TEL	0570-003-110
子どもの人権	110番	TEL	0120-007-110
女性の人権ホットライン		TEL	0570-070-810

差別の解消を目的とした 3つの法律が施行されています。

- ・障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）
- ・ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月3日施行）
- ・部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）



「合理的配慮」という言葉をご存じですか？

障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供が求められています。

（「不当な差別的取扱い」の具体例）

- ・対応の順序を後回しにする。
- ・本人を無視して、介助者や付添人だけに話しかける。

（「合理的配慮」の具体例・・・国や地方公共団体は義務、事業者は努力義務）

- ・障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。
- ・筆談、読上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。
 - ・意思疎通のため、絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末）等を活用する。



ヘイトスピーチ、許さない！

ヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されています。

ヘイトスピーチ（増悪表現）とは

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動（ヘイトスピーチ）に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。

これらの行動は、いかなる場合においても正当化することができない人権侵害です。在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。

